

## 議案第20号

### 財産処分について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第3条の規定に基づき、別紙のとおり使用済タブレット端末を処分するため、  
地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日 提出

京田辺市長 上村 崇

#### (提案理由)

本件は、GIGAスクール構想（第2期）の推進として、京田辺市立小学校  
及び中学校で学習に供するためのタブレット端末を更新したことに伴い、既存  
のタブレット端末のうち、不用となるものを処分するため、提案するものであ  
る。

1 処分する財産及び数量

使用済タブレット端末（附属品を含む現状有姿品）6, 183台

2 引渡し場所

京田辺市立小学校、中学校及び京田辺市教育委員会事務局

3 処分の相手方

所在地 愛知県大府市桜山町三丁目33番地

法人名 リネットジャパンリサイクル株式会社

代表取締役 黒田 武志

4 処分の方法

制限付一般競争入札

5 処分の金額

34, 006, 500円